

### 都市ガス料金の値上げ申請について

弊社は、このほど関東経済産業局に都市ガス料金の値上げ申請をいたしました。今後、当局による査定等、所定の手続きを経て、平成 28 年 4 月の実施を予定しております。申請の理由及び申請内容につきましては下記のとおりです。

#### 記

#### 1. 申請の理由

当社は、公益事業者としての社会的使命達成を目的とし、ガスの安定供給、保安の強化を図るとともに経営の合理化及び効率化に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年のエネルギー需要の多様化、省エネ意識の高まり、加えて館山市の常住人口および供給区域内世帯数の減少により、需要家数並びに一世帯当たりのガス販売量は減少の一途を辿っております。

一方、費用面におきましては、経年導管の計画的な入替やガス料金システムの更新等により、経常経費が増加する傾向にあります。

このような状況は今後も続くものと推測しており、日頃から取り組んでいる経営の合理化及び効率化だけでは現行のガス料金を維持していくことが困難な状況に陥っております。

以上のことから、今般、ガスを安定的かつ継続的に供給していくために適正なガス料金に改定いたしたく、一般ガス供給約款の変更を実施するものです。

#### 2. 申請の内容

##### 【平均単価及び改定率】

(税抜)

	現行料金平均単価	申請料金平均単価	改定率
小口部門	254.76 円/m <sup>3</sup>	290.91 円/m <sup>3</sup>	14.19%
うち供給約款料金	260.12 円/m <sup>3</sup>	298.10 円/m <sup>3</sup>	14.60%

##### 【モデル世帯における 1 ヶ月あたり料金 (税込) の増減額】

標準使用量	現行料金	申請料金	増減額
14 m <sup>3</sup>	4,320 円/月	4,955 円/月	635 円/月

- (注) 1. 小口部門とは、「年間使用量 10 万 m<sup>3</sup> 以上 (46MJ/m<sup>3</sup> 換算) で、更にガス事業者と大口契約を締結した需要家」を除いた部分です。
2. 供給約款料金とは、小口部門から選択約款を除いたものです。
3. モデル世帯のガス使用量は、1 世帯あたりの標準的使用量 14m<sup>3</sup>(62.79075MJ/ m<sup>3</sup>)を使用しています。
4. モデル世帯における消費税率は、現行料金・申請料金とも 8%を使用しています。

【実施予定年月日】 平成 28 年 4 月 16 日

以上